

令和8年度みえデコ活県民イベント事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度みえデコ活県民イベント事業業務委託

2 業務目的

2050年ネット・ゼロの実現に向けては、県民の各自のライフスタイルやニーズに即した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」のより一層の定着を図る必要がある。

そこで、楽しく「みえデコ活」を学習できる仮想空間上の体験型デジタルコンテンツ「みえデコビルダーズ」を活用したイベントを開催することで、幅広い世代に脱炭素について関心を持ってもらい、県民一人ひとりのさらなる意識変容と実行動の定着化を促すとともに、教育現場における今後の「みえデコビルダーズ」の活用方法を検討し、児童・生徒が脱炭素社会を自分事化するための仕組みの構築につなげることを目的とする。

※デコ活とは

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイルの転換を促すため、環境省が展開している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”、活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

※みえデコ活とは

三重県では、デコ活の県内での展開と定着を図るため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスの社会実装につなげる取組を「みえデコ活」として推進している。

※みえデコビルダーズとは

県が令和7年度に開発した学習デジタルコンテンツ。ゲーム型メタバースプラットフォーム「Roblox（ロブロックス）」を使用した、三重県の自然や街並みを背景に持続可能なエコタウンを築く体験を提供する、脱炭素社会をテーマとした環境経営シミュレーション。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月16日まで

4 事業概要

（1）開催時期及び日数

① 体験型イベント

- ・2回以上イベントを開催すること。そのうち、1回は令和8年12月13日に開催する「みえ環境フェア2026（仮称）」に出展し、また別の1回については、令和9年1月もしくは2月に実施すること。

② 出前授業

- ・令和8年10月以降、5回以上実施すること。

（2）内容

① 体験型イベントの実施

- ・県内事業者等（みえデコ活パートナー、スポーツチーム、大学を想定）と連携し、脱炭素型ライフスタイル転換の普及啓発及び機運醸成を図るためのイベントを開催すること。
- ・仮想空間上の体験型デジタルコンテンツ「みえデコビルダーズ」を体験できるブースを設置する等、必ずイベント内で「みえデコビルダーズ」を活用すること。

② 出前授業の実施

- ・教育現場等へ出向き、「みえデコビルダーズ」を活用した出前講座を5回以上実施すること。
- ・出前講座の対象は、主に県内の小学校とする。この他、県内の大学や県内の企業（新規採用社員研修に限る。）等も対象とする。

（3）対象者

① 体験型イベント

- ・地球温暖化対策への知識をつけていただきたい若年層（10代、20代、30代）の方
- ・小中学生及びその保護者

② 出前授業

- ・県内の小学生
- ・地球温暖化対策に興味・関心のある一般県民

5 業務内容

1. 体験型イベント

【1】企画・運営

以下で示す点を考慮して、体験型イベント（以下「イベント」という。）の企画・運営を行う。

（1）タイトル

- ① 来場対象者に効果的に訴求し、興味を引くようなタイトルを提案すること。
- ② タイトルに必ず「みえデコ活！」を入れること。

（2）企画立案

- ① 地球温暖化への知識をつけていただきたい若年層を中心とした県民の意識変容と実行動の定着を促すような体験型イベントとすること。
- ② 地球温暖化対策に積極的に取り組んでおり、かつ若年層への訴求効果が高いと考えられる事業者等に対し、受託者自ら働きかけを行い、連携したイベントとすること。なお、県において既に連携している下表の事業者等との連携を希望する場合は県と協議すること。
 - ・みえデコ活！パートナー
 - ・三重県環境学習情報センター
 - ・三重県地球温暖化防止活動推進センター
 - ・その他

※みえデコ活！パートナーとは

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスとして、省エネ住宅、省エネ家電、次世代自動車、脱炭素につながる金融サービス等に関して、更なる普及を図ることを目的に「みえ

デコ活！パートナー登録制度」を創設した。この制度に登録いただいた事業者を「みえデコ活！パートナー」という。

- ③ 令和8年12月13日に出席する「みえ環境フェア 2026（仮称）」は10時から15時までの開催で例年5,000名程度が来場するため、「みえデコビルダーズ」を実際に体験する参加者数は最低50名程度とすること。
- ④ 令和9年1月もしくは2月に開催するイベントは終日開催を原則とし、来訪者数は延べ100名程度、うち「みえデコビルダーズ」を実際に体験する参加者数は最低50名程度とすること。また、会場は集客効果の高い商業施設等で行うこと。
- ⑤ 令和9年1月もしくは2月に開催するイベントの実施に当たっては、脱炭素型ライフスタイルへの転換、普及啓発等が効果的に図れるような実施内容を企画提案すること。実施内容は以下の例に限らず、多様なメニュー・コンテンツとすること。なお、連携事業については、複数の連携事業者等が合同で行うことも可能とする。

（実施内容の例）

- ・大規模商業施設やアミューズメントパークでのイベント開催
- ・スポーツイベントや野外フェスティバル周辺でのイベントブース出展
- ・子ども向け舞台企画（著名人を起用したトークショーなど）
- ・連携事業者等から提供されるノベルティを景品としたクイズ、抽選会、ゲーム大会の開催
- ・テレビ、雑誌などの様々なメディアとのタイアップ

（3） 会場等の手配

- ① 会場選定から予約、調整は受託者が行うこと。なお、利用料金については委託料に含むこと。
- ② 会場及び開催日時については事前に県と協議のうえで決定すること。
- ③ イベントの運営に必要な機材や物品等は、受託者が手配すること。

（4） 当日の運営

- ① 当日の会場設営や来場者受付等を行うのに十分な人数のスタッフを配置し、準備、イベント開催中の対応、撤収等を行うこと。
- ② 会場内において、来場者に地球温暖化への関心を高めてもらえるようなPRや装飾等を実施すること。
- ③ イベントを実施するにあたって必要な備品（事務机や椅子等）、電源・通信ネットワークを準備・確保すること。
- ④ 「みえデコビルダーズ」を操作するための端末は15台以上とすること。

（5） 広報業務

新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等、効果的な方法を用い広報すること。

（6） 啓発資材等の制作・調達

イベントの来訪者数の増加や脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進させるため、実施内容にあわせた啓発資材等を制作・調達（以下「制作等」という。）すること。なお、制作等の際は

以下に留意すること。

- ・別添「みえデコ活」ロゴを使用すること。
- ・啓発資材はイベント来訪者への配布を前提とするものだけでなく、脱炭素型ライフスタイル提案のための展示物（例えば、再生可能エネルギーを活用したライフスタイル提案のために太陽光パネル及び蓄電池を展示する等）を制作等することも可能とする。
- ・チラシやポスターを制作等する場合、地球環境に配慮し、デジタルサイネージ等の電子広告を積極的に活用し、印刷部数の低減を図ること。

（７）写真・動画の撮影

イベントの様子や全体像がわかるように様々な時間帯や角度から撮影を行うこと。また、終了後、PR用の広報素材としても使用するため、これらの用途としても活用できるもの（写っている方から了承を得る等）を県に提供すること。

（８）その他

- ・イベントにおいて、県が実施する地球温暖化対策に係るチラシやパンフレットの配布やポスターの掲示を県から求められた場合、必要なスペースや什器を用意すること。
- ・県が報道発表等を行う際には、使用する写真、画像等を提供すること。

（９）特記事項

- ① 不慮の事故発生に対する準備を怠らないと共に、以下に挙げる事項を含む保険に加入すること。
 - ・会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備、もしくは運営上のミス等により、来場者など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより県が負担する法律上の賠償損害に対する保険
 - ・来場者が会場内でケガをした場合に発生する損害に対する保険
 - ・火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、電気自動車をはじめ県からの提供物品等について生じた損害に対する保険
 - ・その他、受託者の瑕疵によって発生した損害への賠償に対する保険。
- ② 緊急を要する苦情対応、事件、事故などが発生した場合には、直ちに県へ報告し、県と協力して対応すること。
- ③ 非常時には、来場者の安全確保・避難誘導に万全を期すること。緊急時の対応についても運営体制の中に位置づけ、悪天候や地震等による中止等、不測の事態が生じたときでも、速やかに対応できる体制をとること。
- ④ イベントの実施に当たっては、円滑な運営に足るだけの設営・撤去スタッフ、技術（音響・照明等）スタッフ、運営スタッフを手配すること。
- ⑤ 受託者は、設営物品の盗難防止や設営機材の安全確保の必要性から、イベント会場に警備員を配置すること。なお、警備員の配置等の詳細については、出展イベントの主催団体やイベントスペース管理者と調整の上で決定すること。

（10）留意事項

イベントの企画・運営に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 常時、速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、業務を円滑に遂行すること。
- ② 無理のないスケジュールを立案すること。また、適切な進行管理を行い、期限を遵守するとともに、確実に業務を執行すること。なお、やむを得ない事情により、計画を変更する場合は、県と事前に協議を行うこと。
- ③ 受託者の有する関連業者等との協力体制（ネットワーク）を最大限活用し、費用対効果の高い内容とすること。
- ④ 本事業の認知度向上、連携イベントにおける集客を効果的に行うため、イベント等の開催前に広報等を実施すること。広報等の具体的な内容・手法等は、県と協議の上決定し、広報物を作成すること。
- ⑤ イベントの時期・場所・来場者層を考慮し、イベントで重点的にPRする内容を県と協議の上決定すること。また、イベント全体を通じて 脱炭素型ライフスタイルへの転換の意義やメリットを効果的にPRすること。
- ⑥ 事業の実施に当たり、官公庁等との調整が必要な場合は、県と連携し、連絡調整や文書発出等の事務を行うこと。
- ⑦ 印刷物等を制作する場合は、完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ⑧ 来場者の集計を行うこと。

(11) デジタル展開

イベント開催中、連携する事業者等と協力して「みえデコ活パーク」を活用してオンライン相談会等を実施すること。

※みえデコ活パークとは

「みえデコ活体験ハウス」「みえデコ活広場」「みえデコ活情報館」の3つの空間で構成された、誰でも気軽に「デコ活」を楽しく学び・体験できる3D仮想空間（メタバース）空間。

参考 URL : <https://mie-decokatsu.pref.mie.lg.jp/park>

【2】 事業の効果検証

以下の事項をまとめた報告書・集計データを県に提出すること。

- ・イベントの来場者数、来場者に対するアンケート。
- ・イベントに参画した事業者に対するアンケート。
- ・インターネット広告についての効果分析レポート（クリック数、クリック率、コスト、表示回数などを整理した上で、実績や今後の改善策について検討したもの。）

2. 出前授業の実施

【1】 企画・運営

以下で示す点を考慮して、出前授業の企画・運営を行う。

(1) 企画立案

- ① 出前講座を希望する教育現場等とのマッチングを行う。
- ② 教育現場等へ出向き、児童・生徒等が脱炭素社会を自分事化できるような出前授業を実施する。その際、必ず「みえデコビルダーズ」を活用すること。

- ③ 教育現場における今後の「みえデコビルダーズ」の活用方法を検討するため、出前授業実施先からアンケートを取るなどして聞き取り、報告書にまとめる。

(2) 当日の運営

- ① 出前授業を行うのに十分な人数のスタッフを配置し、授業への対応、撤収等を行うこと。
② 出前授業を実施するにあたって必要な電源、通信ネットワークを準備・確保すること。
③ 出前授業に使用する端末の台数については、5台以上を想定している。

(3) 写真・動画の撮影

出前授業の様子や全体像がわかるように様々な時間帯や角度から撮影を行うこと。また、終了後、PR用の広報素材としても使用するため、これらの用途としても活用できるもの（写っている方から了承を得る等）を県に提供すること。

(4) 特記事項

- ① 不慮の事故発生に対する準備を怠らないと共に、以下に挙げる事項を含む保険に加入すること。
- ・出前授業先において、運営上のミス等により、受講者など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより県が負担する法律上の賠償損害に対する保険
 - ・受講者が会場内でケガをした場合に発生する損害に対する保険
 - ・火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、授業用機材、端末等、県からの提供物品等について生じた損害に対する保険
 - ・その他、受託者の瑕疵によって発生した損害への賠償。
- ② 緊急を要する苦情対応、事件、事故などが発生した場合には、直ちに県へ報告し、県と協力して対応すること。
- ③ 非常時には、受講者の安全確保・避難誘導に万全を期すこと。緊急時の対応についても運営体制の中に位置づけ、悪天候や地震等による中止等、不測の事態が生じたときでも、速やかに対応できる体制をとること。
- ④ 出前授業の実施に当たっては、円滑な運営に足るだけの運営スタッフを手配すること。

【2】事業の効果検証

以下の事項をまとめた報告書・集計データを県に提出すること。

- ・出前授業を行った場所、受講者人数、受講者に対するアンケート。
- ・出前授業に参画した事業者（学校等）に対するアンケートを集計。
- ・今後の「みえデコビルダーズ」の活用方法についての検討結果。

3. スケジュール

事業実施に係るおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、県と協議の上、決定する。

- | | |
|-------------|---------|
| ・令和8年9月末頃 | 契約締結 |
| ・令和8年10月以降 | 出前授業実施 |
| ・令和8年12月13日 | 環境フェア出展 |

- ・令和9年1月～2月 体験型イベント
- ・令和9年3月16日まで 受託者から県へ実績報告書を提出

4. その他

1. 2. の内容に関わらず本事業の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。

6 打合せ

- (1) 受託者は、本業務を施行するに当たり県と綿密な打合せを実施し、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 少なくとも月1回は打合せを行い、事業の進捗及び作業内容の説明・協議等を行うこと。
- (3) 受託者は打合せの都度、県と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を作成・提出し、県及び受託者において保管するものとする。
- (4) 打合せは対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮して実施し、打合せに必要な費用は契約金額に含むこと。

7 納品物品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた委託業務実績報告書を、事業終了後翌日から起算して14日後または契約期間満了日のいずれか早い日までに、紙媒体1部、電子媒体1部を県に提出すること。また、そのほか以下の物品についてもそれぞれ提出すること。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| (1) ウェブサイトコンテンツデータ（バナーデータも含む） | 電子媒体1部 |
| (2) ウェブサイト及びSNS広告実績レポート（毎月） | 書類1部、電子媒体1部 |
| (3) 出前授業実施報告書 | 書類1部、電子媒体1部 |
| (4) その他県が指示するもの | 電子媒体1部 |

8 その他

- (1) 原則として、県と合意した「業務実施計画書」に従って作業を実施すること。
- (2) 業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は、県と協議し、「業務実施計画書」を再提出の上、承認を得ること。
- (3) OA機器、机、椅子及び電話等の事務環境は、必要なものを受託者が用意すること。また、環境整備、作業場所（県が提供する場合を除く。）及び電話等の通信費等委託業務実施に要する一切の費用は、全て受託者の負担とする。ただし、みえデコビルダーズを活用するための端末については10台、県が貸与することとする。
- (4) 本業務により新たに生じた著作権については、すべて三重県に帰属するものとする。また、受託者は、本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに三重県にその旨を書面により報告すること。
- (5) 本業務を処理するための個人情報及び三重県の機密事項の取扱いについては、本業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- (6) 本業務において想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）」を遵守して業務を行うこと。当該ポリシーに接触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県に報告を行い、支持のもと速やかに対応すること。

- (7) 本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、速やかに三重県まで連絡し、協議の上、決定すること。
- (8) 業務完了後、1年以内に受託事業者の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講ずるとともに、これに要した費用はすべて受託事業者の負担とする。

9 留意事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - (ウ) 県に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (4) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 環境への配慮事項

業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

基本方針URL <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- ・みえデコ活 ロゴ1



- ・みえデコ活 ロゴ2

